

【 第 2 回中標津町自治基本条例（仮称）策定会議報告 】

日時：平成 23 年 7 月 25 日（月）7：45～9：15

場所：中標津町役場 2 階 応接室

出席者：14 名（中標津町自治基本条例（仮称）策定会議委員 12 名、事務局 2 名）

< 会議次第 >

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議題
 - (1) 町民会議及び策定委員会検討経過について
 - (2) 町民会議検討案及び解説書について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 4 閉会

< 配布資料 >

- ・ 資料 1 町民会議開催状況
- ・ 資料 2 策定委員会開催状況
- ・ 資料 3 試案及び町民会議案対照表
- ・ 資料 4 解説書
- ・ 資料 5 条例施行までのスケジュール
- ・ その他 情報提供の手引き（案）
町民参加の手引き（案）
自治推進会議規則（案）

< 会議結果報告 >

1 開会

2 委員長挨拶

一昨年から『自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム』が結成して以来、自治基本条例の検討を進めてまいりました。この度、パブリックコメントを実施するための検討案がまとまりました。

本日は、パブリックコメントにかけ、町民の皆さんにお示しする、素案について、町民会議や策定委員会班長会議の経過や検討案の内容を共有するため、策定会議を進めさせていただきます。

なお、議会の条項については、町民会議の意見を踏まえて、議会運営委員会で検討した結果となっており、議決事件の条文についての判断が必要となっております。

この自治基本条例は、当初、9月定例会での提案を予定しておりましたが、町民会議の進行状況により、素案が決定されるのが、9月となり、9月定例会提案は断念せざるを得ない状況となっております。

以降、策定委員会が町民会議素案を議論し、原案を確定させ、その原案に基づく議論を経て、本策定会議で条例案を決めるということになります。

今後は、12月議会へ提案、平成24年4月の施行をめざしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

3 議題

(1) 町民会議及び策定委員会検討経過について

(事務局より資料1・2にて説明)

(2) 町民会議検討案及び解説書について

(事務局より資料3・4にて説明)

意見書

(別紙により委員から説明)

事務局から回答

1は、憲法、地方自治法など、法令に則った条例となっております。地方公共団体は、法を遵守した上で条例を定めることができるという自治法の定めにより、憲法以下、政令、法令の下位に位置付けされるものと考えます。その条例の中で最高規範としています。

2は、これは、職員勉強会等でも、お話したとおり、今までやってきたことをルール化するものと考えますので、条例に明記することにより、職員には、そのルールに則って、仕事を進めていかなければならなくなるということですし、町民によるその検証作業も行使されることから、情報提供や町民参加、協働の取組が進められていくと考えます。

そのための手引きや要綱等も今後、整備していくこととなりますので職員には、もっと分かりやすくなっていくものと思っています。

3は、本町の特徴は、町民と一緒に条例づくりの作業をしたことは今までにないことです。

ですます調もありますが、特に町内会及び町民活動団体を定義し、明記しているところが大きな特徴だと思います。

4は、「住民投票」等を意識したのですが、これを条例化して、議論していくのはこれからではないかと思っている。

住民投票を常設化するものではありませんので、意識の醸成のための工夫は、これから、イベント等の実施など、今後、条例が出来た段階で、この条例のあり方、かかわり方を深めていきたいと考えています。

・「都市計画マスタープラン」の議決権につきましては、解説書の説明でもお話ししましたし、策定委員会でもお話したとおり、策定会議での判断になろうかと思えます。

示されたとおり、議決条例、議会基本条例等で謳われていることも、理解しつつ、自治基本条例で謳うことは法的に問題があるのかというところからスタートしていることですので、今後、議論は必要と考えています。

質疑応答・意見

Q 都市マスをどうするのか。

A 自治基本条例に議決する権限について、個別の計画を記述しているところはないが、記述してはダメだという法的な根拠はない。

今の国の流れからいくと、地方のことは地方で決める方向になっている。総合計画基本構想も地方自治法から削除される。なぜ、都市マスだけを議決が必要とするのか根拠が必要となる。

最終的にこの条例の提案者は町長であり、町長が判断して、他の計画とどう整理をつけるのかという考え方がなければ、提案しづらい。8月1日の改正地方自治法の施行により、総合計画基本構想も議決案件から削除される。総合計画基本構想だけを議決案件にしておくのか、あくまでも別に議決案件を決めたほうがいいのか、判断しなければならない。

都市計画審議会委員については、議会側も信託に基づく選出方法でなければいけない。工夫が必要ではないか。

Q 議員提案では、できないのか。

A 多数決議を経て、可決されれば、できる。

Q この条例は、今まで進めて来たことを明文化することが基本となっているが、法を逸脱したものにはなっていないか。

A 法を遵守したものです。

(3) 今後のスケジュールについて

(事務局より資料5にて説明)

(4) その他

(事務局より資料その他にて説明)

5 閉会

自治基本条例（仮称）町民会議（案）
 解説書・各手引き等
 意見提出様式

該当書類名	基本条例 素案 解説書
該当項目等 (ページ 行目)	案に対するご意見・記入欄
<p style="text-align: center;">該当項目なし</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．町の最高規範とするこの基本条例は法体系上、どう整理されているのか。 (例：地方自治法の下に位置するなど) 2．この条例は「自治の実現」(まちづくり)のために、行政と議会の範囲を狭め(各々の権限行使に枠をはめる) どれだけの効果を期待しているのか。(又は、どれだけの効果が期待できるのか。) 3．この基本条例は、他市町村の基本条例と比較し、特徴、ポイントや違いはあるのか。(制定意義は。) 4．行政と議会の権限行使に枠をはめる基本条例の制定を通常の条例制定の手続きで行うのはいかがか。 町民主体であるべきなら、町民の関わりを考慮し、町民に「自治の実現」の意識醸成のためにも工夫が必要ではないか。 (条例制定フローやスケジュールは示されているが。)

自治基本条例（仮称）町民会議（案）
 解説書・各手引き等
 意見提出様式

該当書類名	第5章 議会
該当項目等 (ページ 行目)	案に対するご意見・記入欄
<p>P 2 0 議会の権限 4 議会は、・・・・ 都市計画マスタープラン を議決する権限・・・</p>	<p>都市計画マスタープラン策定に当っては、町長より中標津町都市計画審議会へ諮問し、それに対して答申を得て町長が最終的に決定するものとなっております。</p> <p>今般、自治基本条例策定に当たり、都市マスを議会の議決案件にする提案が上がっておりますが、下記の問題点があると思われまます。</p> <p>1．都市マス計画策定に当っては、都市計画法で定められている（都市計画法の都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令）により市町村議員から選出されている議員を含んだ都市計画審議会で答申して決定されております。</p> <p>議会議員を含めた都市計画審議会で答申した案が議会で否決された場合、審議会委員としての議会議員の立場はどうなるのでしょうか。</p> <p>議会側での議論が必要だと思ひます。</p> <p>（参考） 都市マスを議会の議決案件としている道内市町村でも、自治基本条例の中で謳っている市町村はない。</p> <p>議会基本条例で謳っている市町村が4市町村。</p> <p>議決すべき事件に関する条例で謳っている市町村は道内で、1市となっております。</p> <p>2．下位計画では、都市マスだけでなく町民の生活に大きく影響を及ぼす重要な計画は他にもあるので、議決を要する下位計画について十分な議論をした中で、議会基本条例を制定し、その中で、議決事件を謳うか、議決すべき事件に関する条例を制定し、その中で謳い整理することが望ましいと思ひます。</p> <p>3．都市マスの計画内容は、地域別構想として、町民が自ら作り上げた計画も入って都市マスとなっていることから、住民がやろうとする事に対して、議会の議決の必要性について検討が必要である。</p>

都市マスは、全体構想及び地域別構想と鳴っていることから、地域別構想を分離するなどの検討が必要であると思われる。

都市マスは、本来の都市施設の整備、土地利用、市街地開発事業にとどめ策定することが、町民にも分かりやすい計画となると思われる。

(例えば、地域別構想を総合発展計画に含め、都市計画区域だけでない、全町的に各連合会・町内会等で地域別構想を描ければ、理想的なまちづくりとなると思います。)

以上のことから、都市マスを議会の議決事件にすることは、現時点では、議員としての立場、下位計画も含めてどうするのか検討が必要である。

都市マスの地域別構想についても、全町的にも各地域の将来構想(都市計画地域だけでない)を策定する等の検討も今後のまちづくりには必要であると思われるので、町民にわかり易く、整理することが必要であると思われる。

都市マスに関しては、次回10年後の計画策定時に上記のことを十分に検討、整理することが望ましいと思われるので、次回の計画までに議会の議決事件にするのか検討したほうが良いと思います。

町民会議開催経過

資料 1

平成22年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	10月28日(木)	第12回 まちづくり町民会議	研修会(自治基本条例とは?) 今後のスケジュール
2	11月25日(木)	第13回 まちづくり町民会議	勉強会(プロジェクトチーム報告) 全体構成 会議の進め方
3	12月15日(水)	第14回 まちづくり町民会議	全体討議 = 会議の進め方 グループ討議 = 条例内容協議(第1章総則) (自治の基本原則・基本理念)
4	1月27日(木)	第15回 まちづくり町民会議	全体討議 = スケジュール 広報(町民会議ニュース) 条例内容協議(第1章総則) (自治の基本原則・基本理念)
5	2月10日(木)	第16回 まちづくり町民会議	全体討議 = 町民会議のあり方・進め方 町民会議委員からの問題提起
6	2月24日(木)	第17回 まちづくり町民会議	全体討議 = 会議の進め方 条例制定後の市町村の状況 今後の進め方
7	2月25日(金)	第18回 まちづくり町民会議	グループ討議 = 条例内容協議 (条例名)(前文)
8	3月10日(木)	第19回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 (条例名)(前文) (条例全体の文章表現)
9	3月24日(木)	第20回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 (前文) (条例全体の文章表現)

平成23年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	4月13日(水)	第21回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例の文体 グループ討議 = 条例内容協議 第1章総則(目的)(用語の定義) (自治の基本理念)(自治の基本原則)
2	4月14日(木)	第22回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例の文体 グループ討議 = 条例内容協議 第1章総則(目的)(用語の定義)
3	4月27日(水)	第23回 まちづくり町民会議	グループ討議 = 条例内容協議 第1章総則(用語の定義) 全体討議 = 条例内容協議 第1章総則(用語の定義) (自治の基本理念)(自治の基本原則)
4	4月28日(木)	第24回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第1章総則(目的)(用語の定義) (自治の基本理念)(自治の基本原則) 第2章基本原則に基づく制度 (情報共有及び公開) (個人情報保護)(意見等への対応)
5	5月11日(水)	第25回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第2章基本原則に基づく制度 (町民参加の推進)(町民参加の方法) (住民投票) 第5章議会
6	5月12日(木)	第26回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第3章住民 第4章町内会等 第6章行政
7	5月26日(木)	第27回 まちづくり町民会議	全体討議 = 策定委員会修正案協議 第1章総則 第2章基本原則に基づく制度 第3章住民・第4章町内会等 第6章行政
8	5月27日(金)	第28回 まちづくり町民会議	全体討議 = 議会への意見内容確認 条例内容協議 第7章行政運営 第8章交流及び連携、協力
9	6月8日(水)	第29回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例内容協議 第7章行政運営 第8章交流及び連携、協力 第9章条例の見直し 第10章条例の位置付け・前文
10	6月9日(木)	第30回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例案協議 第9章条例の見直し 第10章条例の位置付け・前文 公布(イベント)協議 条例の活かし方・PR案等協議
11	6月23日(木)	第31回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例案協議 第5章議会・第9章条例の見直し 第10章条例の位置付け・前文 湧別町視察協議 公布(イベント)協議

12	7月14日(木)	第32回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例素案協議(解説書) 公布(イベント)協議 条例PR案等協議
13	7月28日(木)	第33回 まちづくり町民会議	全体討議 = 条例素案協議 議会との意見交換 公布(イベント)協議 条例PR案等協議
14	8月17日(水)	パブリックコメント開始	
15	9月15日(木)	パブリックコメント終了	
16	9月29日(木)	第35回 まちづくり町民会議	パブリックコメント報告 条例素案決定 公布(イベント)決定
17	10月・11月	議会調整	
18	12月	12月定例会	議決
19	1月1日(日)	条例公布	平成24年1月1日公布
20	2月9日(木)	公布イベント	公布イベント実施
21	2月・3月	町民説明会	町民説明会
22	4月1日(日)	条例施行	平成24年4月1日施行

班長会議開催経過

資料 2

平成22年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	11月8日(月)	第1回 策定委員会	PT会議検討経過 最終報告書及び試案解説書 今後のスケジュール
2	11月15日(月)	第1回 策定会議	PT会議検討経過 最終報告書及び試案解説書 今後のスケジュール
3	2月17日(木)	第1回 策定委員会班長会議	町民会議開催状況及び今後の予定 会議の進め方 今後のスケジュール
4	3月18日(金)	第2回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (条例名) (前文) (文体)
平成23年度			
NO	月日	会議名	検討内容
1	4月21日(木)	第3回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (文体) (前文) (第1章総則)
2	5月19日(木)	第4回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第1章総則) (第2章基本原則に基づく制度)
3	5月20日(金)	第5回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第3章町民)(第4章町内会等) (第6章行政) 議会に対する意見
4	6月3日(金)	第6回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第7章行政運営の原則) (第8章交流及び連携、協力) 条例内容協議 (第9章条例の見直し) (第10章条例の位置付け)
5	6月16日(木)	第7回 策定委員会班長会議	町民会議検討内容 (第9章条例の見直し) (第10章条例の位置付け) 前文 全体の修正について
6	7月5日(火)	第2回 策定委員会全体会議	町民会議、班長会議開催経過 町民会議検討案、解説書 今後のスケジュール

7	7月25日(月)	第2回 策定会議会議	町民会議、班長会議開催経過 町民会議検討案、解説書 今後のスケジュール
8	8月17日(水)	パブリックコメント開始	
9	9月15日(木)	パブリックコメント終了	
10	10月6日(木)	第3回 策定委員会全体会議	パブリックコメント報告 条例原案決定 条例PR案等報告 公布(イベント)報告
11	10月17日(月)	第3回 策定会議	パブリックコメント報告 条例案決定 条例PR案等報告 公布(イベント)報告
12	9月・10月	議会調整	
13	12月	12月定例会	議決
14	1月1日(日)	条例公布	平成23年1月1日公布
15	2月9日(木)	公布イベント	公布イベント実施
16	2月・3月	町民説明会	町民説明会
17	4月1日(日)	条例施行	平成24年4月1日施行

